

参考

東御市宿泊交流拠点整備運営事業募集要項抜粋（見え消し、12月23日）

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

4 応募事業者の備えるべき資格要件

（3）各業務を行う者の資格要件

イ 応募事業者の資格要件（業務別）

土木設計企業、施設設計企業、施設建設企業、土木建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業は、上記アの資格要件のほかに、それぞれ次の資格要件を満たすこと。実績の対象は、（ア）及び（イ）については資格要件ではなく加点対象とし、過去5年間（令和2年4月1日以降に完了したもの、以下同じ）とする。七、3件以上、1件以上、0件で評価点を変える。

なお、（ア）－2の土木設計企業及び（イ）－2の土木建設企業については、再委託又は下請により実施することを妨げない。

（ア）－1 設計企業（建築）及び工事監理企業

建築設計に当たる設計企業及び工事監理企業が複数いる場合は、少なくとも1者は実績要件以外はすべて満たすこと。実績の加点はその1者を対象とする。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。（資格要件）

b 延床面積3,000㎡以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設整備（改修に係るものも含む。）の基本・実施設計の実績を有していること。（加点対象）

c 延床面積3,000㎡以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設整備（改修に係るものも含む。）の工事監理の実績を有していること。（加点対象）

d 設計及び工事監理の管理技術者は、延床面積3,000㎡以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設の設計及び工事監理の実績を有し、一級建築士の資格を有する者を配置すること。（一級建築士の資格を有する者の配置は必須資格、実績は加点。以下同じ。）（資格要件）

e 設計及び工事監理の管理技術者は、延床面積3,000㎡以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設整備（改修に係るものも含む。）の設計及び／又は工事監理の実績を有すること。（加点対象）

（ア）－2 設計企業（土木）

土木設計に当たる設計企業が複数いる場合は、少なくとも1者は実績要件以外はすべて満たすこと。実績の加点はその1者を対象とする。

a 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録（「道路部門」又は「都市計画及び地方計画部門又は及び「土質及び基礎」）を取得していること。（資格要件）

b 舗装面積2,000㎡以上の道路整備、又は公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものも含む。）の詳細設計の実績を有していること。（加点対象）

c 面積5,000㎡以上の用地整備（切土・盛土、擁壁／法面の設置を含む。）の詳細設計の実績を有していること。（加点対象）

d 管理技術者及び照査技術者は、舗装面積2,000㎡以上の公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものも含む。）の設計実績を有し、技術士（建設部門-「道路」、又は「都市及び地方計画」又は）の資格を有する者と、面積5,000㎡以上の用地整備の設計実績を有し、技術士（建設部門-「土質及び基礎」）の資格を有する者を配置すること。（資格要件）

e 管理技術者及び照査技術者は、舗装面積 2,000 m²以上の道路整備、又は公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものを含む。）及び／又は面積5,000 m²以上の用地整備の設計実績を有すること。（加点対象）

(イ)－1 建設企業（建築）

建築の施工に当たる建設企業が複数いる場合は、少なくとも1者は実績要件以外はすべて満たすこと。実績の加点はその1者を対象とする。

a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第1の左欄に掲げる建設工事の種類のうち、応募事業者が実施する工事に対応した工種に該当する業種分類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。（資格要件）

b 資格審査基準日直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が850点以上又は東御市建設工事入札参加資格者の「建築一式工事」格付がA級以上であること。（資格要件）

c 延床面積3,000 m²以上の公共施設又は商業施設の施工実績を有していること。（加点対象） J Vでの施工実績は、原則代表企業の実績に限る。ただし、当市の建設企業については、構成企業数が2社の場合は出資比率 30%以上、構成企業数が3社の場合は出資比率 20%以上の出資比率がある場合の実績も可とする。

d 主任技術者（監理技術者）は、延床面積 3,000 m²以上の公共施設又は商業施設の施工実績を有し、1級建築施工管理技士の資格を有する者を配置すること。（資格要件）

e 主任技術者（監理技術者）は、延床面積 3,000 m²以上の公共施設又は商業施設の施工実績を有すること。（加点対象）

(イ)－2 建設企業（土木）

土木の施工に当たる建設企業が複数いる場合は、少なくとも1者は実績要件以外はすべて満たすこと。実績の加点はその1者を対象とする。

a 建設業法別表第1の左欄に掲げる建設工事の種類のうち、応募事業者が実施する工事に対応した工種に該当する業種分類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。（資格要件）

b 資格審査基準日に直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が900点以上又は東御市建設工事入札参加資格者の「土木一式工事」格付がA級以上であること。

c 舗装面積2,000 m²以上の道路整備、又は公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものも含む。）の施工実績を有していること。（加点対象） J Vでの施工実績は、原則代表企業の実績に限る。ただし、当市の建設企業については、構成企業数が2社の場合は出資比率 30%以上、構成企業数が3社の場合は出資比率 20%以上の出資比率がある場合の実績も可とする。

d 面積 5,000 m²以上の用地整備（切土・盛土、擁壁／法面の設置を含む。）の施工実績を有していること。J Vでの施工実績は、原則代表企業の実績に限る。（加点対象） ただし、当市の建設企業については、構成企業数が2社の場合は出資比率 30%以上、構成企業数が3社の場合は出資比率 20%以上の出資比率がある場合の実績も可とする。

e 主任技術者（監理技術者）は、舗装面積 2,000 m²以上の公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものも含む。）の施工実績を有し、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門－「道路」、又は「都市及び地方計画」又は「土質及び基礎」）の資格を有する者と、面積5,000 m²以上の用地整備の施工実績を有し、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門－土質及び基礎）の資格を有する者を配置すること。（資格要件）

f 主任技術者（監理技術者）は、舗装面積 2,000 m²以上の道路整備、又は公共施設又は商業施設の駐車場整備（改修に係るものも含む。）及び／又は面積5,000 m²以上の用地整備の施工実績を有する者を配置すること。（加点対象）